

# ハローワーク・労働保険(労災)関係

平成18年3月16日

厚生労働省

## ハローワーク・労働保険(労災)関係

### 行政改革事務局から検討を要請された事項

- I 職業指導・紹介、職業相談について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。この場合、経済社会情勢の変化等を踏まえつつ、セーフティネットとして公務員が業務を実施する必要がある業務の対象・水準を明らかにすること。
- II 上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。

### 基本的考え方

○ ハローワークが全国ネットワークで行う無料職業紹介事業は、次の理由から、国が公務員により直接実施する必要がある。

① ILO第88号条約では、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系の職業安定機関を設けることが義務づけられており、同条約を批准している我が国としては、これを民間委託することは不可能であること。

※ ILO第88号条約

- ・「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」(第2条)
- ・「職業安定組織の職員は、…公務員でなければならない。」(第9条)

- ② 雇用保険制度の健全な運営のためには、保険者たる国自ら雇用保険と職業紹介を一体的に実施し、受給者の就職の意思を厳正に確認することが不可欠であること。
- ー 現に、欧米主要国においても、公的機関が雇用(失業)保険と職業紹介を一体的に実施しており、特にイギリスでは、1974年に両事業を切り離れたところ、濫給が生じたため、サッチャー政権時代の1986年に再び両事業を統合し、翌年には受給者が96万人から68万人に減少した経緯がある。ー
- ③ 年齢制限の撤廃、男女差別求人のは正等の求人条件指導を職業紹介のための求人受理の際に併せ実施すること、障害者雇用率の達成、高齢者等の雇用促進等の事業主指導を職業紹介とセットで行うことが、国による事業主指導を実効あらしめるために必要不可欠であること。
- ④ 民間の職業紹介事業者にとって、求人・求職情報は、競争力の源となる営業上の資源であり、包括的な民間委託により、一部の民間事業者に国の保有する情報の使用を認めた場合、系列の職業紹介事業者等への誘導、他の営利目的の事業への流用等が懸念され、他の民間事業者は競争上極めて不利な立場に立ち、民間事業者間の公正・公平な市場競争を著しく阻害すること。
- ※ ハローワーク求人のうち約4割は、インターネット上での一般公開を望まず。

1 前記の基本的考え方については、規制改革・民間開放推進会議等との議論においても、再三にわたり説明してきたところであるが、この考え方に基づけば、職業紹介業務に関連する以下の業務については、国が公務員により実施する必要があり、これらを含めた包括的民間委託は困難である。

#### (1) 求職受理・職業相談・職業紹介

これらは、一の求職者・求人者について一連の業務として実施されるものであり、前記の基本的考え方に基づき、国が公務員により実施する必要がある。

求職受理と職業紹介については、ILO第88号条約において、公務員による実施が明確に求められている。

#### (2) 求人受理

求人受理及びそれに係る相談業務も職業紹介に必要不可欠の情報聴取・確認を含み、職業紹介と一連の業務として実施される。また、年齢制限の撤廃等の国による事業主指導との一体的実施が必要不可欠であることから、国が公務員により実施する必要がある。

求人受理については、ILO第88号条約において、公務員による実施が明確に求められている。

#### (3) 個別求人開拓

職業紹介担当者が、求職受理・職業相談の過程で把握した個々の求職者の条件・ニーズに応じて、求人開拓を行うものであり、職業紹介と一連の業務として実施されることから、国が公務員により実施する必要がある。

#### (4) 職業訓練の受講指示

職業訓練の受講指示は、求人受理・職業相談・職業紹介の過程の中で求職者に対しなされるものであるとともに、これに従わない場合、雇用保険の給付制限処分の対象となるなど、公権力の行使として位置づけられるものであることから、国が公務員により実施する必要がある。

2 以上の考え方を踏まえ、現在まで、市場化テストのモデル事業実施も含め、以下のとおり民間委託を進めている。

- (1) 就職支援セミナーについての外部委託
- (2) 失業に伴う生活上の問題、心理的課題に係る相談・カウンセリングの外部委託、非常勤化
- (3) セミナー・カウンセリング等を行うキャリア交流プラザに係る市場化テストモデル事業の実施
- (4) 求人の量的確保を目的とした求人開拓に係る市場化テストモデル事業の実施

3 厚生労働省としては、市場化テストの拡大等について前向きな対応に努めてきたところであり、昨年12月の閣議決定事項の来年4月の実施に向けて準備を進めている最中ではあるものの、今回の民間委託の可能性についての更なる検討要請を受け、職業紹介関係業務の全てについて、ギリギリの検討をした結果、以下の業務について民間委託等の実施、拡大を行うこととする。

- (1) 人材銀行(管理職や専門・技術職に特化した自己完結型の職業紹介を実施。19年度より開始される市場化テストの実施結果を踏まえ、更なる民間委託を検討)
- (2) キャリア交流プラザ(市場化テストの実施結果を踏まえ、更なる民間委託を検討)
- (3) 求人の量的確保を目的とした求人開拓(市場化テストの実施結果を踏まえ、更なる民間委託を検討)
- (4) 電話による定型的な相談・問合せへの対応・案内

→ 職業紹介関係業務に従事している職員は、全体で約6,000人いるが、情報システムの活用等の見直しを別とすれば、上記の検討の結果、当該業務に最低限必要な要員は、約5,700人となり、要員の純減量は約300名となる。

(※ 詳細は別添のとおり。)

## 職業紹介・職業相談関係業務における業務区分

- 安定所の職業紹介・職業相談は、①ILO第88号条約では、国の指揮監督の下で、公務員が従事する全国的体系の職業安定機関を設けることが義務づけられており、同条約を批准している我が国としては、これを民間委託することは不可能であること、②雇用保険制度の健全な運営のためには、保険者たる国自ら雇用保険と職業紹介を一体的に実施し、受給者の就職の意思を厳正に確認することが不可欠であること、③年齢制限の撤廃、男女差別求人のは正等の求人条件指導を、職業紹介のための求人受理の際に併せ実施すること、障害者雇用率の達成、高齢者等の雇用促進等の事業主指導を職業紹介とセットで行うことが、国による事業主指導を実効あらしめるために必要不可欠であること、④民間の職業紹介事業者にとって、求人・求職情報は、競争力の源となる営業上の資源であり、包括的な民間委託により、一部の民間事業者に国の保有する情報の使用を認めた場合、系列の職業紹介事業者等への誘導、他の営利目的の事業への流用等が懸念され、他の民間事業者は競争上極めて不利な立場に立ち、民間事業者間の公正・公平な市場競争を著しく阻害すること、から国が公務員により実施する必要がある。
- 一方、上記の考え方を前提として、外部委託が可能な業務については、既に、市場化テストのモデル事業実施も含め外部委託を進めているところである。
- また、今後、市場化テストの導入等により、さらなる外部委託を進めることとしている。

| 業務        | 国が公務員により実施する必要がある業務  | 外部委託や市場化テストの対象としている業務 |  |   |
|-----------|--|-----------------------|--|---|
|           |  | 外部委託                  | 市場化テスト   |   |
| 職業紹介・職業相談 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 求職受理・職業相談・職業紹介(受理～紹介は一連の業務、受理・紹介はILO第88号条約による公務員実施の要請)</li> <li>○ 求人受理(職業紹介と一連の業務、事業主指導と一体的実施、ILO第88号条約による公務員実施の要請)</li> <li>○ 個別求人開拓(職業紹介と一連の業務)</li> <li>○ 職業訓練の受講指示(公権力の行使)</li> </ul> | 既に実施しているもの            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 就職支援セミナー</li> <li>○ 失業に伴う生活上の問題、心理的課題についての相談・カウンセリング</li> </ul> | (モデル事業)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャリア交流プラザのセミナー・カウンセリング等</li> <li>○ 求人の量的確保を目的とした求人開拓</li> </ul>                       |
|           |  | 今後実施するもの              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ コールセンターを活用した定型的な相談・問合せへの対応、案内</li> </ul>                        | (市場化テスト)<br><ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人材銀行の職業紹介</li> <li>○ キャリア交流プラザのセミナー・カウンセリング等</li> <li>○ 求人の量的確保を目的とした求人開拓</li> </ul> |

## 職業紹介・職業相談関係業務における外部委託化

|                    |              | 削減対象人員 |       |       |
|--------------------|--------------|--------|-------|-------|
|                    |              | 外部委託化  | 業務量削減 | 計     |
| ①定型的な相談・問合せへの対応・案内 |              | ▲ 190  |       | ▲ 190 |
| ②市場化テストによる外部委託化    | 人材銀行         | ▲ 20   |       | ▲ 20  |
|                    | キャリア交流プラザ(※) | 0      |       | 0     |
|                    | 求人開拓         | ▲ 100  |       | ▲ 100 |
| 合 計                |              | ▲ 310  | 0     | ▲ 310 |

※ キャリア交流プラザは非常勤職員のみ全国で50人。

## 行政改革事務局から検討を要請された事項

- Ⅲ 労働保険の適用・徴収について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- Ⅳ 上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- Ⅴ 社会保険との適用・徴収業務の一元化による事務事業の見直しを行うこと。

## 検討結果

- 1 労働保険の適用・徴収業務は、強制保険である労働保険制度の適正な運営を行うために、事業主が納めるべき保険料を職権により決定したり、立入調査や強制徴収を行う等の国民の権利・義務に影響を与えるものであり、政府が直接関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす必要がある。このため、包括的民間委託は困難である。  
ただし、個々の業務を分割すれば、国民の権利・義務に直接影響を与えない定型的な業務が存在することから、それらの業務については、民間委託化を検討する。もっとも、民間委託化がかえって非効率になる場合があるので、その場合については、非常勤化を検討する。
- 2 労働保険適用・徴収業務は、これまでも申告書の入力をOCR入力化する等の省力化を図ってきたほか、未手続事業の把握・指導等の業務を労働保険事務組合に委託することにより行政の効率化を行ってきたところである。  
※ OCR: 手書き文字や印字された文字を光学的に読み取り、入力する装置。

このように効率化を図ってきたところではあるが、上記の考えにしたがうと、年度更新申告書のOCR入力、定型的な相談、督促状発行、申告書の発送の各業務については、集中化等によりまとまった業務として切り分けられることから、民間委託を行うことを検討する。

一方、保険関係成立届等のOCR入力、書類の編綴・保管については、集中化が困難であったり官公署で実施する必要があることから、非常勤化を検討する。

3 雇用保険の適用業務についても、上記1の考え方にしたがい、定型的な相談・問合せ業務については外部委託を、届出書類の入力業務、処理済み届出書類の編綴・保管については、非常勤化を検討する。

4 社会保険と労働保険の徴収事務の一元化については、平成15年10月より、全国の社会保険事務所に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、一元的に処理できる事務は順次実施。  
【社会保険・労働保険徴収事務センターの実施事務】

- ① 保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付
- ② 賃金・保険料額に関する事業所調査の共同調査
- ③ 社会保険と労働保険の保険料をいずれも滞納している事業所（共通滞納事業所）について保険料の納付督促及び滞納整理
- ④ 事業所説明会の開催

また、社会保険と労働保険の連携の推進について、今通常国会に提出する「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(仮称)」に盛り込むこととしており、運用面においても、今後、社会保険・労働保険徴収事務センターで受け付ける届出の範囲を拡大するなどの措置を講ずる予定。

## 【法律改正事項】

- ① 社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新の提出期限を7月10日に統一
- ② 食事や住居などの現物給与の評価を都道府県単位で統一
- ③ 未適用事業所の解消のため、社会保険の規定を踏まえ、労働保険についても市町村等の官公署に事業所に関する情報提供を求めることを可能とすること

これらの措置のうち、運用面のものとして、労働保険料と社会保険料の共通滞納事業場のうち、自主的納付が期待できないものに係る滞納整理業務を社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて社会保険事務所の徴収職員が単独で実施することとする。

このことにより、労働保険側は外部委託を行うのと同様の効果を生じるものである。

- 5 労働保険適用・徴収業務及び雇用保険適用業務に従事している職員は全体で約2,830人いるが、上記の検討の結果、最低限必要な要員は、情報システムの活用等の見直しを別とすれば、約2,670人となり、約160人の純減となる。

※ 詳細は別紙のとおり

## 労働保険適用徴収業務に係るコア・非コアに関する考え方

### 1. 基本的考え方

以下の範疇に該当する業務は「コア」とし、それ以外は「非コア」として、後者について外部委託の対象として検討する。この場合、非コア業務は、国民の権利・義務に直接影響を与えない定型的な業務が該当する。

- 全体業務のマネジメントに関する業務（例：職員管理、業務管理、企画調整、業務改善）
- 団体等の指導・監督を行う業務（例：労働保険事務組合に対する指導等）
- 権利義務を具体的に確定する業務（例：保険料の認定決定等）
- 「公」の名義で行うことが必要な業務（例：強制徴収等）

### 2. 各個別の業務へ上記考え方を適用した整理表

|                            | コア業務  | 非コア業務  |
|----------------------------|---|--|
| マネジメント業務                   | 職員管理、業務管理、企画調整等   |  |
| システム関係                     | システム企画、開発管理、運用管理  | ソフト開発、システム運用、保守管理<br>※ 既に外部委託済み  |
| 適用関係<br>保険関係の成立等           | 届出書の内容審査、受理<br>未手続事業への対応策策定<br>手続指導等<br>立入調査、職権適用                             | 入力業務等(OCR入力化により既に省力化済み)<br>未手続事業リストの作成<br>加入勧奨(文書、電話等)<br>※ 加入勧奨の大部分は事務組合に委託済み |
| 算定基礎調査                     | 対象事業場の選定、算調計画の策定<br>実地調査<br>追徴額の決定等   |  |
| 労働保険事務組合関係                 | 事務組合の認可業務<br>報奨金の審査・交付業務<br>事務組合に対する指導  |  |
| 徴収・収納関係<br>年度更新業務<br>滞納整理等 | 年度更新受付業務(説明会・集合受付等)<br>申告書の内容審査、認定決定<br>申告書の督促等<br>還付・充当処理<br>保険料の収納等<br>強制徴収 | 申告書の発送等<br>入力業務等(OCR入力化により既に省力化済み)<br>督促状の発送                                   |
| 相談                         | 権利義務の確定に結びつく相談  | 定型的な相談   |
| 雇用保険適用関係                   | 労働者の確認請求に基づく職権適用<br>手続指導等   | 入力業務等  |

## 労働保険適用・徴収業務等に係る総人件費改革への対応案について

### ○ 労働保険関係

| 対象業務                               | 対応方針     | 対象人員           |      |       |
|------------------------------------|----------|----------------|------|-------|
|                                    |          | 外部委託化<br>又は合理化 | 非常勤化 | 計     |
| ① 年度更新申告書のOCR入力業務                  | 外部委託     | ▲ 5            |      | ▲ 5   |
| ② 定型的な相談業務                         | 外部委託     | ▲ 23           |      | ▲ 23  |
| ③ 督促状発行業務                          | 外部委託     | ▲ 3            |      | ▲ 3   |
| ④ 申告書の発送業務                         | 外部委託     | ▲ 20           |      | ▲ 20  |
| ⑤ 成立届等の入力業務                        | 非常勤化     |                | ▲ 7  | ▲ 7   |
| ⑥ 成立届・申告書等の編綴・保管                   | 非常勤化     |                | ▲ 19 | ▲ 19  |
| ⑦ 社会保険と共通滞納事業所に対する社会保険事務所単独による滞納整理 | 社保において実施 | ▲ 31           |      | ▲ 31  |
| 合 計                                |          | ▲ 81           | ▲ 26 | ▲ 107 |

※ 各事項を四捨五入しているため計とは合わない。

### ○ 雇用保険関係

| 対象業務             | 対応方針 | 対象人員           |      |      |
|------------------|------|----------------|------|------|
|                  |      | 外部委託化<br>又は合理化 | 非常勤化 | 計    |
| ① 定型的な相談・問合せ     | 外部委託 | ▲ 28           |      | ▲ 28 |
| ② 届出書類の入力業務      | 非常勤化 |                | ▲ 14 | ▲ 14 |
| ③ 処理済み届出書類の編綴・保管 | 非常勤化 |                | ▲ 14 | ▲ 14 |
| 合 計              |      | ▲ 28           | ▲ 28 | ▲ 56 |

VI 下記の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。

- 規制緩和等を踏まえつつ、労働局・労働基準監督署を含めた組織の見直し
- 定型的業務の完全外部化
- 情報システムの活用等

検討結果

— 規制緩和等を踏まえつつ、労働局・労働基準監督署を含めた組織の見直し

- 規制緩和の推進に関わらず、真に国が行わなければならない労働者の最低労働条件の確保や雇用のセーフティネットとしての重要性は益々増しているものであり、上記 I から V に掲げた業務の検討を行ったとしても労働行政の組織の在りかたは基本的には変わらないものである。ただし、行政改革の観点から一定の組織の見直しは必要であり、平成18年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50署所において整理合理化を行い、それに伴い100人を定員合理化する。

— 定型的業務の完全外部化

- ハローワーク関係業務、労働保険の適用・徴収業務のうち国民の権利義務に直接的な影響を与えない以下の定型的業務については民間委託化を行う。(一部再掲)

- ① 年度更新申告書のOCR入力業務
- ② 定型的な相談・問合せへの対応・案内
- ③ 督促状の発行業務
- ④ 申告書の発送業務

これにより、職員数に換算して約440人分の業務時間削減が見込まれる。

## —情報システムの活用等

- ハローワーク関係業務、労働保険の適用・徴収業務について、「業務・システム最適化計画」に基づき、平成18年度から平成22年度までの5年間でオンラインシステムの刷新を図るとともに、次のような情報システムを活用した事務処理方法を構築し、人員の削減を行う。（一部再掲）

### （ハローワーク関係業務）

- ① 手作業で行っている処理の合理化
  - ② 書類の保管業務や照会業務の効率化
  - ③ 端末共有化による審査・確認業務や情報検索業務の迅速化
- これにより、職員数に換算して約200人分の業務時間削減が見込まれる。

### （労働保険の適用徴収業務）

- ① 都道府県労働局単位で行っている還付金業務処理の集中化
  - ② 手作業で行っている処理の合理化
  - ③ 業務処理の外部委託化
  - ④ 情報管理のシステム化
- これにより、職員数に換算して約76人分の業務時間削減が見込まれる。

- なお、これらの見直し項目や削減数には、「定員合理化計画」に盛り込まれているものがある。

## 行政改革事務局から検討を要請された事項

Ⅶ 雇用保険三事業について、廃止も含めた徹底的な見直しを行うこととあわせて、それらの業務に関連する定員の見直しを行うこと。

## 検討結果

### 1 雇用保険三事業については、以下の観点から見直しを行う

#### ① 雇用保険の失業等給付の事業に資する観点からの見直し

雇用保険三事業については、失業等給付の事業に資する観点から個別の事業ごとに精査の上、真に必要な事業に限定

#### ② 事業主団体の参画による抜本的な見直し

事業の見直しに当たっては、費用負担者である事業主団体(日本経団連、日商、全国中央会)の参画を得て、個別事業の精査を行い、個別事業の見直し・整理案やそれを踏まえた三事業全体の再編案を作成

#### ③ 継続的な見直し体制の確立

PDCAサイクルによる目標管理の徹底を図るため、費用負担者である事業主団体の参画を得た上で、個別事業について継続的な評価を実施

2 雇用保険三事業は、独立行政法人や民間委託により実施する等その見直しが定員の見直しに直結しないものが大部分である。一方、現在労働局において支給している助成金については、職業紹介や事業主指導と一体的に、労働局において支給することが必要である。また、PDCAサイクルによる目標管理、不正受給の防止等を徹底するための人員の確保の必要性が今後高まると見込まれる。

3 しかしながら、労働局で支給している助成金の支給業務等定員に関連する事業を廃止又は見直した場合には、当該関連する定員についても見直しを検討していく必要がある。

※ 労働局で支給している助成金の支給業務を担当する定員数:約500人

## 行政改革事務局から検討を要請された事項

Ⅷ 労働福祉事業について、廃止も含めた徹底的な見直しを行うこととあわせて、それらの業務に関連する定員の見直しを行うこと。

## 検討結果

1 労働福祉事業については、以下の観点から見直しを行う。

① 被災労働者等の援護や社会復帰の促進、労働災害の防止等の観点からの見直し

労働福祉事業については、被災労働者等の援護や社会復帰の促進、労働災害の防止等の観点から個別の事業ごとに精査の上、真に必要な事業に限定

② 事業主団体の参画による抜本的な見直し

事業の見直しに当たっては、費用負担者である事業主団体の参画を得て、個別事業の精査を行い、個別事業の見直し・整理案やそれを踏まえた労働福祉事業全体の再編案を作成

③ 継続的な見直し体制の確立

PDCAサイクルによる目標管理の徹底を図るため、費用負担者である事業主団体の参画を得た上で、個別事業について継続的な評価を実施

2 労働福祉事業は、その大部分を独立行政法人や民間委託等により実施しているため、その見直しは労働局の定員の見直しに直結しない。

3 労働福祉事業のうち、義肢の支給、被災労働者のアフターケア等の一部の事業については、労災保険事業の一環として被災労働者等に支給するか否かについて行政判断を必要とすることから、今後とも労働局において行うための人員の確保が必要である。また、PDCAサイクルによる目標管理等を徹底するための人員の確保の必要性が今後高まると見込まれる。

しかしながら、労働局で実施している労働福祉事業の個別事業について見直した場合には、当該関連する定員についても見直しを検討していく必要がある。

※ 労働局で実施している労働福祉事業の個別事業に係る業務を担当する定員数：約90人